

「児童発達支援センターきらり」

保護者とともに、遊びを中心とした活動を通じてお子様と深く関わり、心身の発達を促すと共に、ご家庭での療育を支援します。

希望が丘こども医療福祉センター



1日の流れ

- 10:00 登園
健康チェック
- 10:15 朝の会
- 10:30 児童発達支援活動
- 11:20 リハビリ
- 12:10 給食
- 13:10 年少児以下帰宅
- 13:20 児童発達支援活動他
- 14:00 降園

リハビリを
毎回うけられます



保護者同士の
交流ができます



見学等、お気軽にお問い合わせ下さい!

岐阜県立 希望が丘こども医療福祉センター
児童発達支援センターきらり

〒502-0931 岐阜市則武1816-1

TEL : 058-201-0087(直通) 平日 8:30~17:15



年間行事

- 4月 通園説明会
- 5月 砂場あそび
- 6月 遠足
- 7月 すいか割り
- 8月 夏まつり
- 9月 室内プール
- 10月 運動会
- 11月 落ち葉あそび
- 12月 クリスマス会
- 1月 お餅つき
- 2月 節分
- 3月 卒園式



運動会



落ち葉あそび



クリスマス会



★きらりの給食★

刻み食、軟菜食、ペースト食にも対応します！



普通食



やわらか食

親子通所により心身の発達を促す療育を実施します

通所対象児

- ・ 肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

通所サービス提供時間

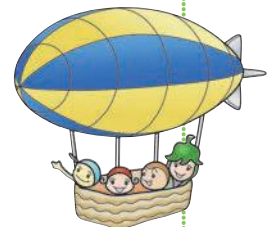
- ・ 9時半から14時55分

利用料等

- ・ お住いの市町村の決定に基づき、障害児通所給付費の原則1割負担です。
- ・ 但し、お子様の生年月日等により無償となる場合もあります。
- ・ 医師の処方により給食を提供するお子様の給食費は、個人負担となります。

その他留意事項

- ・ きらりに通所するには、当センター小児科医師の診断⇒サービス等利用計画の作成 ⇒市町村の通所受給者証交付⇒きらりとの通所契約が必要になります。
- ※きらりには、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員も常駐しています。



スタッフ紹介

きらり